

欠 格 要 件

主 たる 欠 格 要 件 (※1)			法第18条 第 1 項	
1	宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者		第 1 号	
2	成年被後見人又は被保佐人		第 2 号	
3	破産者で復権を得ないもの		第 3 号	
4	次表の中欄に掲げる者にあつては、当該右欄に掲げる日から5年を経過しない者			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正な手段により免許を取得したとき ○ 業務停止処分事由に該当し情状が特に重いとき ○ 業務停止処分に違反したとき 	(1) 左欄のいずれかに該当したことを理由に免許を取り消された者（当該免許を取り消された者が、法人である場合においては、当該取り消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日（以下「聴聞の公示日」）前60日以内に当該法人の役員であった者）（※2）	当該 免許 取消 処分 の日	第 4 号
		(2) 左欄のいずれかに該当するとして免許の取消処分の聴聞の公示日から、当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に業の廃止を理由に廃業等の届出があった者（業の廃止について相当の理由がある者を除く。）	当該 届出 の日	第 4 号 の 2
5	次表の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（※3）			
	(1) 禁錮以上			第 5 号
	(2) 次に掲げる法律の規定に違反し又は罪を犯したことによる罰金 <ul style="list-style-type: none"> ○ 宅建業法違反 ○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反 ○ 刑法の次の罪 第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行) 第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任) ○ 暴力行為等処罰に関する法律の罪 			第 5 号 の 2
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者			第 5 号 の 3
7	次表の中欄に掲げる者にあつては、当該右欄に掲げる日から5年を経過しない者			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不正の手段により宅地建物取引士資格の登録を受けたとき ○ 不正の手段により宅地建物取引士証の交付を受けたとき ○ 事務禁止処分事由に該当し情状が特に重いとき 	(1) 左欄のいずれかに該当したことを理由に登録の消除の処分を受けた者	当該 登録 消除 処分 の日	第 6 号
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務禁止処分に違反しとき ○ 宅地建物取引士資格の登録を受けた者で宅地建物取引士証の交付を受けていない者が宅地建物取引士としてすべき事務を行い、情状が特に重いとき 	(2) 左欄のいずれかに該当するとして登録の消除処分の聴聞の公示日から、当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）	当該 登録 消除 処分 の日	第 7 号
8	事務禁止の処分を受け、その禁止の期間中に自ら登録の消除の申請を行ったことによりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者			第 8 号

- ※1 主たる欠格要件は、簡略して記載してありますので、正確な内容は、宅建業法をご覧ください。
- 2 「役員」には、役名のいかんにかかわらず法人に対し業務を執行する権限を有する方と同等以上の支配力を有すると認められる方を含みます。
- 3 「禁錮以上の刑に執行猶予の付いた判決が確定した場合」は、刑の執行猶予期間中は、「禁錮以上の刑に処せられた」ことに該当しますが、刑の執行猶予の言い渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは刑の言い渡しの効力がなくなるので、猶予期間の経過の日の翌日から他の欠格要件に抵触しない限り登録を受けることが可能となります。